別記様式（第４条関係）

年　　月　　日

　荒川区長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

電　話　　　　（　　　　）

法人にあっては、その事務所の所在地

及び氏名並びに代表者の氏名

住宅宿泊事業周知報告書

荒川区住宅宿泊事業の運営に関する条例第４条第２項の規定により、近隣住民への周知について、下記のとおり報告します。

記

１　住宅の所在地

２　近隣住民への周知を行った日

３　周知の方法（複数の方法により実施した場合にはそのすべてに○をつけてください）

　　　⑴各個配付　　⑵郵送　　⑶説明会　　⑷その他（　　　　　　　　　　）

４　住宅宿泊事業開始予定年月日

添付書類

1. 周知で使用した書面の写し
2. 周知した近隣住民の範囲を示す書類
3. 近隣住民から意見が寄せられた場合にはその内容が分かる書類

○周知の範囲

（１）　住宅宿泊事業を営もうとする住宅と同一の建物の居住者等

（２）　住宅宿泊事業を営もうとする住宅の敷地境界線からの水平距離が２０メートル以内の建物の居住者等

（３）　住宅宿泊事業を営もうとする住宅の敷地が幅員１０メートル未満の道路に接する場合においては、当該住宅の宿泊者が主に使用する道路であって、当該住宅に最も近い幅員１０メートル以上の道路を通行するために通行するものに接する敷地に存する建物の居住者等

○周知する内容

（１）　住宅宿泊事業を営もうとする旨

（２）　商号、名称又は氏名、住所及び連絡先

（３）　住宅の所在地

（４）　住宅宿泊事業を開始しようとする日

（５） 住宅宿泊事業法（平成２９年法律第６５号。以下「法」という。）＊第９条第１

項（法第３６条において準用する場合を含む。）の規定により宿泊者に対して説

明しなければならない同項に規定する事項

（６）　法第１１条第１項の規定による住宅宿泊管理業務の委託をする場合においては、住宅宿泊管理業者の商号、名称又は氏名及び連絡先

（７）　条例第３条第２項に規定する住宅宿泊事業を実施してはならない期間

＊住宅事業法第９条第１項に規定する事項

一号：騒音の防止のために配慮すべき事項

二号：ごみの処理に関し配慮すべき事項

三号：火災の防止のために配慮すべき事項

四号：前三号に掲げるもののほか、届出住宅の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項